



熊本県公報

第11860号
平成21年11月20日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（小島加入区）	（団体支援総室） 1
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（牛深町加入区）	（ " ） 2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定.....	（社会福祉課） 2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止.....	（ " ） 2
○道路の区域変更.....	（道路保全課） 2
○道路の区域変更.....	（ " ） 3
○指定居宅サービス事業者の指定.....	（高齢者支援総室） 3
○指定介護予防サービス事業者の指定.....	（ " ） 3
○保安林の指定.....	（森林保全課） 4
○保安林の指定.....	（ " ） 4
○保安林の指定.....	（ " ） 4
○保安林の指定.....	（ " ） 5
○道路の供用開始.....	（道路保全課） 5
公 告	
○土地改良区の解散認可.....	（農村計画・技術管理課） 5
○土地改良区役員の就任.....	（ " ） 5
○県営土地改良事業計画の変更.....	（ " ） 5
○県営土地改良事業の工事完了.....	（ " ） 6
○森林計画図等更新業務の一般競争入札に係る公告.....	（森林整備課） 6
○団体営土地改良事業施行の適否決定.....	（農村計画・技術管理課） 6
○行政書士法に基づく行政処分に係る聴聞の実施.....	（市町村総室） 7
○県有財産の売却.....	（管財課） 7
○熊本県森林審議会を開催.....	（森林整備課） 8
○指定管理者の募集.....	（港湾課） 8
登 載 依 頼	
○平成21年度熊本県スポーツ振興審議会を開催.....	（体育保健課） 10

告 示

熊本県告示第1039号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称
小島加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
熊本市小島下町5029番地 長松 清喜
熊本市小島下町4720番地 吉本 勢治
熊本市小島下町3780番地 友枝 浩一
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
小島漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年11月20日から平成21年12月4日まで
- 5 縦覧場所

小島漁業協同組合

熊本県告示第1040号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区 名称
牛深町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草市牛深町3453番地 矢田 文雄
天草市牛深町1095番地1 池田 保之
天草市牛深町1637番地8 島田 豊
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年11月20日から平成21年12月4日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第1041号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
恵整骨院	白石 理恵	菊池郡菊陽町津久礼2345番地3	平成21年10月21日

熊本県告示第1042号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
浜口内科医院	八代市塩屋町4番地43	平成21年8月31日

熊本県告示第1043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年11月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡山都町北中島字狐平 2809番2地先から 同町金内字前田 1194番4地先まで	前	7.0 ～ 29.0	1,789.0	交安統 合（改 築によ る拡幅）
			後	8.7 ～ 59.4	1,789.0	
一般県道	田代御船 線	上益城郡御船町大字上野字松 ノ下 1578番1地先から 同所 1585番2地先まで	前	5.1 ～ 13.9	99.2	やさ道 交1地 （改築 による 拡幅）
			後	9.8 ～ 15.0	99.2	

2 区域を変更する期日 平成21年11月20日

熊本県告示第1044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年11月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市姫戸町姫浦 3390番1地先から 同所 3421番2地先まで	前	13.0 ～ 22.1	89.7	地域連 携国道 （仮設 道路の 設置）
			後	17.3 ～ 30.3	89.7	

2 区域を変更する期日 平成21年11月20日

熊本県告示第1045号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
合志市社協南ヶ丘デイサービスセンター「ひかり」 合志市幾久富1909番地287	社会福祉法人合志市社会福祉協議会	平成21年11月9日

熊本県告示第1046号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
合志市社協南ヶ丘デイサービスセンター「ひかり」	社会福祉法人合志市社会福祉協議会	平成21年11月9日

合志市幾久富1909番地287

熊本県告示第1047号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字一本松14番1、17番1、18番1、19番、21番、22番1、字赤松原97番1、100番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字一本松14番1・18番1・字赤松原97番1・100番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1048号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町宮野河内字板ノ角245番、246番、252番、254番3、258番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字板ノ角246番・252番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1049号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字西ノ川内1522番から1525番まで、1525番2、1526番、1527番1、1527番3、1529番、1530番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ノ川内1526番、1527番3、1523番・1524番・1527番1
（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1050号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町二間戸字陳内3117番2、字船津3783番、3813番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字船津3813番2、字陳内3117番2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1051号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年11月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町中郡字梨尾 2867番17地先から 同所 2867番20地先まで	151.1	緊道整 B（改 築によ る拡幅）

2 供用を開始する期日 平成21年11月20日

公 告

熊本県公告第600号

玉名郡和水町に事務所を置く菊水町土地改良区理事長前淵治から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により平成21年11月10日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第601号

上益城郡嘉島町に事務所を置く高田堰掛土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住 所
就任 理事	本田 光輝	上益城郡嘉島町大字犬渕415番地2

熊本県公告第602号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営水

俣・芦北地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の保全）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営水俣・芦北地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年11月24日から平成21年12月21日まで
- 3 縦覧場所
水俣市役所
芦北町役場
津奈木町役場

熊本県公告第603号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水	錦（錦町）	平成13年9月12日	平成21年8月6日	熊本県

熊本県公告第604号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成21年度 森林計画図等更新業務
10市町村
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県農林水産部森林整備課森林計画班
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年11月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社大進コンサルタント
熊本市沼山津4丁目2番22号
- 5 落札金額
39,480,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,880,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成21年9月15日

熊本県公告第605号

玉名市長から協議のあった栗の尾地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成21年11月11日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でのこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
栗の尾地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年11月24日から平成21年12月21日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第606号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定による処分をしようとするため、行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を実施する。
平成21年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 聴聞の日時
平成21年11月26日（木）午前11時
- 2 聴聞の場所
熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館6階 601会議室
- 3 被聴聞者の住所及び氏名
住所 熊本市本山町391番地
氏名 西 匡之

熊本県公告第607号

県有財産を次のとおり売却する。
平成21年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
 - (1) A画地
所在 天草市丸尾町195番1（予定地番）
地目 畑
地積 235.51平方メートル（実測）
最低売却価格 10,200,000円
 - (2) B画地
所在 天草市丸尾町195番2（予定地番）
地目 畑
地積 318.27平方メートル（実測）
最低売却価格 9,930,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
平成22年2月26日（金）
A画地：午前11時 B画地：午後1時30分
天草市今釜新町3530 熊本県天草総合庁舎別館会議棟2階 大会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成22年2月19日（金）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成22年3月12日（金）午後5時

- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第608号

熊本県森林審議会を次のとおり開催する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成21年12月2日（水）
午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ3階 たい樹の間
- 3 議題
(1) 地域森林計画の樹立及び変更について
(2) 水とみどりの森づくり税について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県森林審議会事務局（熊本県農林水産部森林整備課森林計画班）
（電話096-333-2434）

熊本県公告第609号

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。

平成21年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
水俣港緑地（以下「緑地」という。）
(2) 所在地
水俣市汐見町1丁目231番地12 ほか
(3) 施設の規模等
緑地面積 約20ヘクタール
(4) 施設の概要
ア 通路及び広場・・・通路、潮騒の広場、親水緑地、海の広場、こどもの広場等
イ 修景施設・・・実生の森、植栽、芝生、水鳥の池、花の回廊等
ウ 休養施設・・・ベンチ、休憩所等
エ 便益施設・・・駐車場、便所6棟等
オ 管理施設・・・照明設備、給排水設備等
カ 運動施設・・・野球場、ソフトボール場3面等
キ 遊技施設・・・ザイルクライミング、水のうねり、木製遊具（帆船）等
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 緑地の利用調整及び管理に関する業務
(2) 緑地の使用の許可に関する業務
(3) 緑地の維持に関する業務
(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が緑地の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- アイウエオ
指定管理候補者指定申請書
水俣港緑地指定管理者事業計画書及び収支予算書
定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
キ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類
ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ケ 納税証明書
コ (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
ク (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
コ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
サ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書の提出先
熊本県土木部港湾課（県庁行政棟本館12階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2515（内線6151）
- (3) 提出期間
平成21年12月8日（火）から平成21年12月18日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により平成21年12月18日（金）の午後5時までに必着すること。及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定
平成21年12月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者選定委員会の指定管理候補者の選定に関する意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成21年11月20日（金）から平成21年12月18日（金）までの間に、交付する。
- 8 説明会
- (1) 日時
平成21年12月2日（水）午後2時
- (2) 場所
水俣港管理事務所
- 9 留意事項
- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- アイウエオ
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため

め複写する。

- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
(3) 委託料は、緑地の維持管理に係る経費とする。
(4) 問い合わせ先
5の(2)と同じ。

登載依頼

熊本県スポーツ振興審議会公告第1号

平成21年度熊本県スポーツ振興審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成21年11月20日

熊本県教育長 山本 隆生

1 開催日時

平成21年12月2日（水）
午後2時から午後4時まで

2 開催場所

県庁本館 5階 審議会室

3 議題

- (1) 熊本県のスポーツ振興の現況について
(2) 今後の熊本県のスポーツ振興に向けて
(3) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県スポーツ振興審議会事務局（熊本県教育庁体育保健課生涯スポーツ係）
（電話096-333-2710）